

【別紙】 軽微事項一覧

改正放送法第29条1号トの規定に基づく国際放送及び協会国際衛星放送関係の手続き

経営委員会が軽微と認め、議決を要しないもの (総務大臣の認可が不要で、事後の届け出で済むもの)	経営委員会議決の日付	決定の権限
外国の放送局を用いて行う国際放送の開始、休止及び廃止	本議案 (平成27年4月28日)	
協会国際衛星放送のうち、以下の場合 ・ 地域衛星の開始 ・ 24時間未満の休止 ・ 不可抗力による休止・廃止	平成26年7月22日	
・ 視聴可能世帯数500万未満の地域衛星の24時間以上の休止、廃止のうち、 ① 放送区域全体が基幹衛星でカバーされている場合 ② 基幹衛星のカバーエリアからはみ出す放送区域では、自然条件等でほとんど視聴者が見込まれない場合 ③ 基幹衛星のカバーエリアからはみ出す放送区域でケーブルテレビ局などが放送しているため、廃止しても視聴者への影響が無い場合	本議案 (平成27年4月28日)	国際放送局長
経営委員会の議決を要するもの (総務大臣の認可が必要なもの)		
協会国際衛星放送のうち、以下の場合 ・ 基幹衛星の開始 (*行政手続きは「届出」だが、基幹衛星の重要性に鑑み、議決事項とする) ・ 基幹衛星の24時間以上の休止 ・ 基幹衛星の廃止 ・ 視聴可能世帯数500万以上の地域衛星の24時間以上の休止 ・ 視聴可能世帯数500万以上の地域衛星の廃止		経営委員会

※外国の放送局を用いて行う国際放送：短波・中波・FMによるNHKワールド・ラジオ日本

※協会国際衛星放送：NHKワールドTV、NHKワールド・プレミアム、衛星によるNHKワールド・ラジオ日本